

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成23年9月13日（火）

開 会 午前9時0分

【議 事】

請願第7号 「所沢図書館の中長期計画策定方法の充実を求める請願」

吉村委員長

初めに、本日は、参考人として、後藤^{とおる}暢さんに御出席をいただいております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。さっそくですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、後藤参考人に10分程度でご意見を簡単に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。それでは、後藤参考人をお願いいたします。

【参考人意見】

後藤 暢参考人

請願を提出いたしました後藤 暢です。本日、このような機会をいただきありがたく存じます。参考人として意見を述べさせていただきます。

この請願の趣旨は所沢市立所沢図書館が中長期計画を策定するにあたり、策定方法の充実を求め、3点について要望をするものです。第1に図書館の評価、第2に市民の意向調査、第3に素案の段階からの市民参画です。それぞれの理由については請願書の「理由」に記載したとおりでござ

いますが、本日は若干の補足説明を申し上げ、また、なぜこのようなことを必要と考え、請願を行ったのかということなどをお話したいと思えます。

初めに、第1点目の「評価」について申し上げます。図書館の運営やサービスについて、定期的に評価し、その結果を市民に示すことが大事ではないかということは、多くの人が認めるところですが、日本の公立図書館では、従来あまり行われてきませんでした。それには理由があって、かつて1960年頃までは図書館を利用する人は極めて少なく、日本人は図書館を使わないと言われてきたほどでした。しかし、その後の20年ほどの間に、全国の図書館が一斉に図書館の自由な利用を妨げていた制約を取り除き、利用の拡大に努めた結果、やっと、近年、先進諸国の水準に近づきつつあります。つまり、この時期には評価の必要を感じないほど図書館サービスが急激に拡大したといえます。また、図書館が個別に計画を立てなくても、皆が同じ方向に向かって努力をすれば、必ず利用は増えるというように見える時代でした。所沢図書館は、歴史は古いが規模も小さく、蔵書も少ない時代で、利用者もまだ少なかったと聞いております。所沢図書館は、現在の本館が開館した1980年(昭和55年)から新しい歩みを始めました。ちょうど首都圏の市立図書館の多くが1970年代に経験した、貸し出しを中心とする住民サービスの拡大の後を追うようにして新たな発展を始めたのです。それからすでに30年を経て、市民に親しまれるようになった反面、公共図書館の新しい課題については、所沢ではこれが

ら取り組まなければならないものもあるという一面が残されています。しかし、ようやく近年、一部の図書館で評価をきちんとやろうという機運が出てきました。今日の人々の生活や考え方も多様化し、図書館に対して求められているものも大きく変化しています。地域によってそれぞれ異なった図書館運営が必要な時代になりました。必要に迫られ、自治体ごとの図書館の中長期計画を策定するようになり、また、図書館法の改正以前から図書館評価に取り組むところも出てきました。所沢市の場合は評価を行ってみたいとわかりませんが、市民の側から見ると、例えば、平成20年1月の本館のリニューアルオープンにより、ビジネスコーナーが拡大され、健康医療コーナーが新設されて今日に至っていますが、どのような成果があり、今後どのような課題が残っているのだろうかというものも評価の対象になることでしょう。あるいは、コンビニエンス図書取次業務の評価というような問題もあります。しかし、何よりも、図書館が発表されている統計によりますと、実利用登録率が14.7パーセントにまで低下しているのを、どうすればどこまで回復するのか、分析をして計画を示さなければならないと思います。話は変わりますが、よく話題になる千代田図書館は、貸し出し型の図書館サービスを一新しようという構想で出発したという点で有名ですが、千代田区には同館以外に貸し出し中心のサービスを行う図書館が3カ所もあり、それだけでも所沢図書館に勝るとも劣らない貸し出しが行われていることにも注目したいと思います。

次に、2点目の市民の意向調査も重要です。全国各地で、図書館に関し

て市民の意識調査を行う事例が増えています。資料2に掲げた広島市はその一例です。広島市は学識経験者や公募を含む市民代表委員による、21世紀広島市図書館計画検討委員会を設置し、図書館の現状を分析するとともに、この全市民を対象とした抽出調査のほかに、来館者のアンケート調査も行い、その結果に基づいて図書館の長期計画への提言を発表しました。その後の広島市の図書館行政と図書館運営の基本になっているものと思われる。このような事例は数多くあります。先ほど挙げました千代田図書館は、千代田区が国立情報学研究所に委嘱して、千代田図書館のあり方を検討しました。その一環として、区民へのアンケート調査や千代田区に通勤してくる人へのアンケート調査などを行い、その結果を分析した分厚い調査報告書が作成されました。その成果を活かせるような人材を探して図書館長に任命し、その館長の判断で指定管理者制度の採用を決めたということです。所沢には図書館を必要とし、本を愛する市民がたくさんおられることと信じます。所沢市が実施している市民意識調査には、残念ながら図書館についての項目が見られませんが、自由記入欄に図書館に関することを書かれた方が、平成20年度から平成22年度までの3年間だけをみても、毎回数名から十数名の方が意見を書かれています。その内容はさまざまで、図書館の資料をもっと充実させてほしいとか、開館時間の延長、駐車場の増設、館内をもっと滞在しやすい空間になど、多岐にわたっています。特定の地域を挙げて恐縮ですが、松井地区からは、近くに図書館が欲しい、清瀬市の図書館を利用しているなどの声があります。市民ア

ンケート調査を行って、もっと多面的かつ具体的な市民の声を引き出して
いただきたいと切望いたします。ちなみに図書館法第3条は、図書館の利
用の目的として、教養、調査研究、レクリエーション等を掲げています。
この三つは例示だとされていますから、これに限定される必要はありません
が、少なくともこの三つのいずれも大事であって、排除することはでき
ません。

次に、3点目の、素案の段階からの市民参画ではありますが、これは市民
のさまざまなニーズを計画に反映させる上で有効です。日本ではこの30
年来、市民自ら計画案を作った事例や、市民が図書館に関するビジョンを
描く試みなどがあり、それぞれは完成度が高いとはいえませんが、大きな
可能性を秘めているのではないのでしょうか。以前欧米では、図書館の計画
に対する市民参画は図書館評議会に限定されていました。この図書館評議
会というのは、日本の図書館協議会よりも権限があり、強力な組織です。
1980年代あたりから、素人である市民が図書館作りに発言をすること
の意味が見直されるようになりました。彼らは図書館が気づいていない市
民要求を教えてくれる、貴重な存在とみなされるようになりました。日本
では初期の住民運動の担い手が、主として地域文庫や読書会などの子ども
の本を中心とした要求が強かったのに対し、近年は会社を定年で辞めた人
や教師、看護師など、さまざまな職種を経験された方々が加わる例が増え、
層が厚くなる傾向があります。まだ地域差はありますが、市民は図書館サ
ービスを受け取るだけの立場から、図書館経営に対して発言、提言する立

場にまで、図書館との係り方が広がる方向にあると考えます。図書館行政の側から見れば、この人達の知恵を活かすような対応が、これからの課題となるでしょう。所沢市の自治基本条例第7章で、市政への参加と協働について定めている市の責務は、図書館においても例外なく果たされるべきでしょう。所沢市では、6月議会での答弁によれば、年度内に素案を策定し、パブリックコメントを求める予定ということです。しかし、今年度に残された期間での素案作成ということになりますと、中長期計画の前提となるべき図書館評価や市民意向調査を行う余裕が果たしてあるのか。不安を禁じえません。もしこのような準備がなく、計画策定が行われるとすれば、大変不十分な図書館計画になることが懸念されます。私達はそのような事態を避けたいと考え、せつかくの機会を活かして、よりよい計画を策定し、長期を展望したビジョンを確立していただけるよう、市民としての思いを込めて、このたびの請願を行うことにしたものです。

最後に、請願の中で何カ所か参照させていただきました図書館法についてですが、平成20年6月に改正をされました。この改正は平成18年12月の教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制整備を図るための趣旨で、社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正を一括審議により可決されたものです。改正点はいろいろありますが、中でも、「公民館、図書館及び博物館がその運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めるべきことを規定する」ということが改正内容の一つとされていました。そして、その実施にあたっては、地方公共団体

の自主性を尊重しつつ、努力義務を課したわけです。所沢市でもこの法律に基づく図書館評価は望ましいことではありますが、まだ行われていません。ところが、このたび市として図書館の中長期計画を策定することになりました。初めて図書館法に基づく図書館評価を行うのには、またとない機会です。ぜひ前向きに取り組んでいただくことを切望するものです。ところで、資料2の図書館法のタイトルの下を御覧いただきますと、制定が昭和25年4月30日、最終改正が平成20年6月11日となっております。これがただいま御説明いたしました社会教育関係法の改正であり、この請願を提出したときは正しかったのですが、今年の8月に国会で図書館法が一部改正され、8月30日に公布されました。改正されたのは第15条と第16条の図書館協議会に関連する条項であり、今回の請願の内容には全く影響がありませんが、最終的な改正の日付が平成23年8月30日と変わることになります。参考までに御留意いただきたく、御報告いたします。

以上、貴重なお時間をいただいて申し述べましたが、どうか、ぜひ市民の期待に応えて、また、未来の所沢市民の利用にも耐えうるような図書館の中長期計画が策定されることを願ってやみません。私達のささやかな努力で取りまとめた請願でございますが、なにとぞ採択いただけることを心からお願い申し上げます。

【参考人への質疑】

平井委員

素案策定段階からの市民参画について、具体的にはどのように考えていますか。

後藤参考人

計画の素案をつくる段階において、市民の参加も認めた懇談会や会議などを行い、市民の意見を聴くなどの方法があるかと思います。また、市民が文書で計画についての要望を示し、それを他の委員会や会議などにおいて検討するという事も事例として伺っております。所沢市の自治基本条例の制定にあたっての先例がありますように、市民公募の委員を含めた検討の場を設けていただくことなどは評価に値すると思います。さまざまな考え方があると思いますが、市民の意見が反映される最善の形が実現するよう願っております。

久保田委員

市民の意向調査において、サンプリングにあたっての対象の設定については、どのようなものが妥当であると考えていますか。

後藤参考人

図書館に関わる目的だけで単独に行った調査と、市の一般的な意識調査の一環として図書館についての項目を設けて行った事例と、大きく2つに分けられるかと思います。どのぐらいの範囲を対象とするかについては一概には言えないと思いますが、現在においては、統計などの調査方法の研究が進んでおり、所沢市の人口規模であればそれほど調査対象は多くならないと思います。図書館の利用者に限ってしまうと調査結果に偏りが生じ

かねないと思いますし、利用しない方については、なぜ利用しないのかを伺うことで、さらに計画策定に活かせるため有効かと思います。全市民を母数として、調査対象を抽出するということが妥当であると考えます。

久保田委員

市民の意向調査にあたっては、どのぐらいの期間で行うのが適切と考えていますか。

後藤参考人

調査については専門技術的なことがありますので、目的に応じて、専門家などの協力も得ながら行うことになろうかと思います。調査期間には、2週間といった例もあるようですし、コンピューターによる迅速な集計も可能であります。調査にあたっての効率などを考慮しながら、同時に市民が回答しやすい方法で行っていくことが、重要であると思います。

島田委員

今までで一番素晴らしいと感じた図書館はどこかでしたか。また、その理由も教えてください。

後藤参考人

それぞれの側面から見ることで素晴らしい点もさまざまに捉えられると思いますので、一つに絞るのは難しいのですが、浦安市立中央図書館は素晴らしいと思います。浦安市の行政を評価すべきだと思うのですが、この図書館は資料費が財源的に豊かであり、文学的なものから専門的なものまで広範な分野にわたる図書を収集しております。また、充実した資料を

選べる職員をずっと育成してきていまして、多くが司書として、それぞれの専門分野の資料について適切に収集することが可能です。加えて、膨大な蔵書数に対応するため、一棟をまるまる書庫として利用できる建物を併設しています。市民はその書庫にも自由に入ることが可能ですので、現代の多様化する市民の要求に応えられる図書館であると思います。

脇委員

計画の策定段階から市民参画を求めているが、パブリックコメントのようになにかを決定することを求められる場のみではなく、図書館の計画やあり方について関心のある市民が、自由にお互いの意見をぶつけ合うといった場の存在も必要であると考えておられますか。

後藤参考人

パブリックコメント自体は評価できます。ただし、それは最終の仕上げに近い段階になって意見を求められるという性格が強いと感じます。意見を主張する場合にも、提示された案に拘束され、制約を感じる部分もあります。図書館の問題は議論が尽くされていない分野が多くあると思いますので、素案の策定段階における参画がより強く要請されたいと考えます。

植竹委員

市民の意向調査の結果などを公表してほしい旨の主張をされていますが、公表の方法についてはいかがですか。

後藤参考人

特に公表の具体的な方法まで指定する考えはありませんでしたが、やは

り公表にあたっては、全市民が知ることができるように適切に行っていた
だきたいと考えます。ホームページはもちろん、さまざまな施設等におい
て閲覧できるようにしたり、多くの市民が情報に到達しやすいやり方で、
将来的にも知ることができるように公表を行うことが適当であると思
います。

【参考人への質疑終結】

吉村委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本
日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重な意見を述べ
ていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見
を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。今日は、誠に
ありがとうございました。

【質 疑】

平井委員

平成21年12月議会において、佐藤教育長は図書館協議会へ長期策定
を諮問すると答弁している。請願事項にある計画素案策定段階からの市民
参画という点で、現在の図書館協議会のメンバー構成を伺いたい。また、
市民参画をどのような方法で行おうとしているのか。

斉藤図書館長

図書館協議会は10名で構成されており、学校教育関係者、社会教育関
係者、障害者のボランティア関係者、幼稚園関係者、その他学識経験者に

参加いただいております。これまでも市民からのご意見をいただきながら図書館協議会に諮問し、そのなかで十分な協議を行っていただくとともに教育委員会においても情報収集と情報提供をしていながら議論を重ねております。市民参画については、いろいろな角度から意見をいただきたいと思っております。

平井委員

中長期計画は今後の図書館のあり方を決めるわけだが、図書館協議会委員の枠を10名以上に広げ、図書館運動にご努力されている方々を公募によって募る仕組みはできるのか。10名の枠に法的な根拠はあるのか。

斉藤図書館長

条例で10名以内と定めております。

平井委員

現行の図書館協議会の構成では、参考人がおっしゃった新しい形の市民参画は難しいと感じた。市民参画の協議会を別の形で作ることはできるのか。

斉藤図書館長

図書館協議会以外にも懇談会といった場、図書館関係団体もございますので、そのような方面から市民のご意見をいただくこともでき、また、今後そのような機会作りにつきましても検討したいと考えております。

久保田委員

協議会は年に何回行われているのか。

斉藤図書館長

これまでは年に3回程度行ってきた経緯がございます。今年度につきましては、3回を予定していましたが、指定管理者制度導入などについて様々な議論をいただいたほか、今後のビジョンについても議論いただくことから、さらに3回の開催を予定しております。来年度につきましても、必要と思われる回数分お願いしていくことを考えております。

久保田委員

多ければよいというわけではないが、詳細な部分まで進めていくためにはある程度の回数は必要と考える。その点についての所見を伺いたい。

斉藤図書館長

協議会の内容が大きな問題だと思えます。図書館は常時、協議会のための資料を揃え、様々な検討を行っています。意見をいただけるような資料を提供し、委員が十分な議論を行っていくにはそれなりの回数が必要と考えております。

協委員

中長期計画策定までの期間はどのような見通しなのか。

斉藤図書館長

今後協議会にもお願いしていきますが、平成24年度中には策定したいと考えております。

協委員

新たな作業が入って期間が延びる可能性を考慮して、平成24年度末を目標としているということか。

斉藤図書館長

いろいろな議論もあるかと思しますので、十分に中身を精査してよいものを策定するなかで若干の変更が生じる可能性もありますが、平成24年度末までに策定していきたいと考えております。

荻野委員

請願では図書館法第7条の3に基づく評価や市民に対する意向調査について述べられているが、これらの必要性についてはどのように認識しているのか。

斉藤図書館長

図書館法にある評価につきましては、各分館を含めて事務事業評価を行い、市民に公表しています。教育委員会におきましても、毎年、教育行政推進施策を基にした事務事業に関する教育委員会の事務事業に関する点検評価報告書の中で、図書館の事業について公表し、議会へも報告を行っております。また、図書館では一年間の活動を中心とした要覧を作成しており、運営の基本方針、開設以来の沿革、施設の概要、自主事業、統計資料などを紙ベースで公表しております。その他、所沢の教育、行政報告書、市政概要等でお知らせしております。特に事務事業評価におきましては、一年間の内容について評価し、次年度につなげていくといった内容に基づいて行っている点で、現在も評価を実施していると考えております。図書館法で要請されている内容については、今後、他市町村の評価方法を調査・研究し、新たな評価方法があれば取り入れていきたいと考えています。意識調査については分館・本館併せて利用者の意向をアンケートなど

により調査していきたいと考えております。今後策定にあたり、市民の御意見を伺える内容のものができるようであれば、検討していきたいと思っております。来年度以降はアンケート調査などを実施していきたいと考えております。

協委員

来年度以降ということは、平成24年度末に中長期計画が策定されてから実施するということが、それとも策定段階で反映させるのか。また、請願者からは図書館として確立した意識調査がないというご指摘があったが、所見を伺いたい。

斉藤図書館長

アンケートについては、中長期計画に活かしていくことを考えております。また、市民意識調査において図書館に対する要望があることは理解しておりますが、特に図書館として調査を実施したことはありません。

赤川委員

請願者の趣旨を汲み取ると、素案策定段階からの市民参画を強調されている。今年度中に図書館に特化した何らかの意向調査やアンケートを行うことは難しいのか。

山寄教育総務
部長

基本的には策定のプロセスのなかで今後の長期ビジョンに資する何らかのアンケートが必要だと思っております。図書館協議会は審議会の位置づけであることから、審議会にかけ作業のなかで市民や図書館利用者の

ご意見を伺う懇談会といったものと併行して進めていくべきものと考えております。最終的には少なくとも諮問・答申という形で、その他のさまざまな事例と同様の対応をしてみたいと考えております。

赤川委員

請願にある全市民を母数とする抽出による意向調査とは、不特定の方々の意見ということだと思うが、この意向調査を具体的にどのように実施することが考えられるのか。

山 寄 教 育 総 務
部 長

当市では毎年市民意識調査を実施しており、無作為抽出であることから方法論的には同様の形になるかと思えます。母数をどこまで広げるかはともかく、基本的に不特定多数の方のご意見を伺うことは必要であることから、何らかの形でやらせていただきたいと考えております。

赤川委員

図書館に特化した調査を行うということか。

山 寄 教 育 総 務
部 長

図書館に特化した市民意識調査の実施に向けて検討していきます。

【質疑終結】

休 憩 午前 10 時 10 分

(休憩中に協議会を開催する。)

再 開 午前 10 時 25 分

【意見】

久保田委員

請願第7号について、原課の図書館の現状分析や市民、利用者の意向を知るといったことは大変重要なことだと思います。また、その方法や内容については調査・検討することとし、近隣自治体の実施状況などを参考にしながら十分な検討を行い、所沢市立図書館協議会の意見を踏まえて、実施すべきであるということを申し添えて、賛成といたします。

平井委員

賛成の立場から意見を申し上げます。今回の請願は所沢図書館の中長期計画の策定方法の充実をしてもらいたいという、3点にわたる請願でした。図書館法第7条の3に基づく評価を行って公表すること、全市民的な、図書館を利用している人もしていない人も抽出による意向調査をしてくださいということ、計画の策定段階からの市民参画に努めてくださいということでは、審査の中で、図書館協議会にかかわらず、他の形を使ってでも市民参加を得るといった答弁がありましたので、ぜひこうした立場で、よりよい中長期計画を策定していただくことを求めて、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採決】

請願第7号については、全会一致、採択すべきものと決する。

閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

休 憩 午前10時30分

（休憩中、協議会を開催し、閉会中の特定事件及び視察の件について協議を行う。）

再 開 午前10時39分

散 会 午前10時40分